

## 合志市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月10日(木)午後1時30分から午後2時08分

2. 開催場所 合志市役所 2階大会議室

3. 出席委員(12人)

会長	14番	福嶋	求仁子
会長職務代理者	1番	大藪	真裕美
委員	3番	工藤	信夫
〃	4番	中嶋	サツ子
〃	5番	衛藤	彰一
〃	7番	吉岡	近
〃	8番	平野	昭代
〃	9番	峯	隆吉
〃	10番	嶋田	昭一
〃	11番	荒木	安孝
〃	12番	平山	洋生
〃	13番	村上	裕宣

4. 欠席委員(1人)

委員	2番	吉川	幸人
----	----	----	----

5. 議事日程

(1) 議事録署名者

(2) 農家調査及び現地調査員

(3) 議案

第1号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第3号議案 農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしについて

第1号報告 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用(届出)について

6. 農業委員会事務局職員

局長 坂上 範 行

次長 竹田 直 広

主幹 秋吉 秀 美

○事務局長 それでは、ただいまより令和3年6月の農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたり、福島会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（福島求仁子君） 本日は、暑い中本当にご苦労さまです。日ごろお仕事のほう大変かと思えます。特に明日の夜か土曜日あたりからまた雨が続くということで、皆さんかなり急ピッチでお仕事のほうを進めていらっしゃるのだと思います。大変お疲れの中、総会のほうにご出席いただきましてありがとうございます。

そこで、5月の間に実は会長大会のほうが行われまして、活動報告を合志市からさせていただいております。急なご指名だったんですけども、局長と一緒にどういったことをお話しすればいいかということで、お話をしながら、私の原稿も局長に添削をさせていただきながら発表させていただきました。おかげさまで大変良い発表の内容になったのではないかと思いますし、また、全国に向けて合志市のPRもできたのではないかと考えております。また、7月になりましたら、皆様と一緒にその録画あたりのところも見ていただければと考えております。

それから、皆さんいかがなんでしょうかね、コロナの対策のワクチンのほうは順調に進んでいるでしょうか。やはり2回ワクチンを打つと本当に安心する気持ちになりますけれども、早めのワクチンの接種のほうを予約が取れればと考えております。熊本県のほうもまん延防止措置の重点措置とられておりましたけれども、13日には解除になる方向のようです。また今後も早くコロナのほう収束して、いろんな活動ができますように、本当に一日でも早いそういう時期がくることを願っております。

それでは、本日総会になります。どうぞ皆様の貴重なご意見を頂戴いたしまして、総会のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

○事務局長 ありがとうございます。

それでは、本日の総会の成立についてご報告いたします

本日は2番、吉川委員から欠席の連絡が入っておりまして、委員13名中12名の出席でございます。よって、過半の委員がおそろいでございますので、合志市農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会が成立することをご報告いたします。

では、この後の議事進行につきましては、会議規則により、会長より進行をお願いいたします。

○議長（福島求仁子君） それでは、会議前に注意事項を申し上げます。会議中の携帯電話につきましては、電源を切られるかマナーモードにされますようよろしくお願ひいたします。また、会議中での委員の私語につきましては、慎んでいただきますよう併せてお願ひいたします。特に何かご質疑やご質問がある場合には、挙手により発言をするようお願ひいたします。

-----○-----

(1) 議事録署名者

○議長(福島求仁子君) それでは、3の議事に入ります。議事録署名者につきましては、3番の工藤委員、4番の中嶋委員を指名しますのでよろしくお願いたします。

-----○-----

(2) 農家調査及び現地調査員

○議長(福島求仁子君) 農家調査及び現地調査員につきましては、1番、大藪委員、3番、工藤委員、5番、衛藤委員、8番の平野委員、以上4名の委員さん方へ適宜意見をお伺いたしますので、どうぞよろしくお願いたします。

-----○-----

(3) 議案

○議長(福島求仁子君) それでは、議案に入ります。

第1号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それではご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。

番号1の申請人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用理由は個人住宅への転用で、隣接する宅地449.23㎡を含めた計画です。

議案書別紙の1ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地です。黒石原コミュニティセンターの南側、ひかりの丘保育園の南西側に位置する農地です。申請地上の点線囲みの部分につきましては、今回の事業予定地には含まれておりますが、農地転用許可の必要がない宅地の部分です。

次の2ページが申請地の現況です。写真のとおり、現地は既に宅地への通路として利用されている状況でした。申請者からは始末書が提出されておりました、それによりますと、昭和42年に申請者の父が隣接地に自宅を新築した際、公道からの進入路として使用していたとのこと。農地法に対する理解不足により申請を怠ってしまったということで、十分反省をされており、今後はこのようなことがないよう気をつけますということでございます。

次の3ページが配置図です。

申請者は個人で、自身が所有する隣接宅地を含めた計画で、平屋建て住宅1棟を整備します。

4ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の5ページにお示ししておりますとおり、申請地の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に医療施設であるサトウデンタルクリニック及びLeeこどもクリニックが存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行

の融資証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの確実性については、許可を得ずして既に宅地への通路として利用されている状況です。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく許可申請書を5月17日付けで提出済であることを確認しております。

5の農地以外の土地の利用見込みにつきましては、隣接する宅地449.23㎡を含めた総事業面積494.23㎡の計画で問題ないものと思われま

す。6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま

す。8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無についてですが、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の8番、平野委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○8番（平野昭代君） それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和3年5月31日の午前、私と山崎推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、申請人が個人住宅として農地を転用するものでございます。違反転用に対する追認案件ではありますが、申請地は第3種農地であり、許可基準を満たしているため許可もやむを得ないかと思

います。よろしくご審議の方、お願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第1号議案、農地法第4条第1項の規定による農地の転用、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第1号議案、農地法第4条第1項の規定による所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

所有権移転、番号1につきまして事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の2ページをお願いいたします。

所有権移転番号1の譲受人、譲渡人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は建売住宅への転用で、売買による所有権の移転です。

議案書別紙の7ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が今回の申請地で、県道大津植木線の北側、JA菊池合志中央支所の南側に位置する農地です。

次の8ページが申請地の現況です。

次の9ページが配置図です。申請者は不動産業を営む法人で、都市計画法の集落内開発区域内にある当該申請地を売買により取得し、建売住宅7棟を整備し販売する計画です。

10ページをお願いします。まず、(1)の立地基準についてですが、次の11ページでお示ししておりますとおり、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内存在する農地であることから、第1種農地となり、原則転用することはできませんが、例外規定の住宅その他申請地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当するため許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保されていることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、許可後直ちに事業に着手し、令和4年7月末までに完了の予定であり問題ないものと思われま。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可の申請手続きに向けての準備を進められている状況です。

5の農地以外の土地の利用見込みにつきましては、隣接する里道229.4㎡を含めた総事業面積2,220.4㎡の計画で問題ないものと思われま。

6の計画面積の妥当性につきましては、住宅各戸の配置、規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われま。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われま。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書に向けて現在協議中であることを確認しております。

事務局からは以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の5番、衛藤委員さんに現地調査

の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○5番（衛藤彰一君） それでは、現地調査につきまして報告します。

令和3年5月31日の午前、私と宮寄推進委員、農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、譲受人が建売住宅7棟として農地を転用するものでございます。申請地は第1種農地ですが、集落隣接要件を満たしているため、問題はないかと思えます。

よろしくご審議の方をお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質問はございませんでしょうか。特に質問はよろしかったでしょうか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、所有権移転、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

使用貸借権設定、番号1につきまして、事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号1の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は牛舎・堆肥舎・運動場及び通路への転用で、義理の親子間での使用貸借権の設定です。

議案書別紙の13ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号1の申請地で、県道熊本菊鹿線及び西合志カントリーエレベータの東側に位置する農地です。

次の14ページが申請地の現況です。

次の15ページが配置図です。申請者は畜産業を営む個人で、当該申請地を使用貸借により借り受け、牛舎・堆肥舎・運動場及び通路を整備する計画です。

16ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、次の17ページでお示ししておりますとおり、申請地は農振農用地区域内にある農地であり、原

則許可することはできませんが、農振法の規定に基づき農業用施設用地に用途変更されているため、農振法に規定する農用地利用計画に指定された用途に該当し許可可能です。

(2)の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、残高証明の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和3年7月1日より事業に着手し、令和3年8月末日までに竣工の予定であり問題ないと思われます。

6の計画面積の妥当性については、各施設の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思われます。

11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、水質汚濁防止法に基づく特定施設設置届出を菊池保健所に提出し、受理済であることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の3番、工藤委員さんに現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○3番（工藤信夫君） それでは、現地調査につきまして報告いたします。

令和3年5月31日の午後、私と楯本推進委員さんと農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者より申請内容等をお聞きしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、借受人が牛舎・堆肥舎・運動場及び通路として農地を転用するものでございます。申請地は農振農用地ですが、農業用施設としてその用途に沿った牛舎・堆肥舎・運動場及び通路に転用するもので、何ら問題はないかと思えます。

なお、貸人と借人の名前が違いますけど、借人のほうは貸人の娘婿さんでございます。借りるほうの人は、〇〇さんという方は産山出身で、産山のほうでも畜産をもともとやられていた方ですので、業種的には、畜産に関しては問題がないと思えます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関して、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

(なしの声あり)

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号1は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用につきまして上程いたします。

使用貸借権設定、番号2につきまして、事務局の説明を求めます。

○事務局 それでは説明申し上げます。議案書の3ページをお願いいたします。

使用貸借権設定番号2の借人、貸人、土地の表示、地目、面積につきましては議案書に記載してあるとおりです。

転用目的は個人住宅への転用で、親子間における使用貸借権の設定です。

議案書別紙の19ページをお願いします。図面中央の太枠斜線部分が番号2の申請地で、黒石原コミュニティセンター及びひかりの丘保育園の西側に位置する農地です。

次の20ページが申請地の現況です。

次の21ページが配置図です。申請者は個人で、当該申請地を使用貸借により借り受け、2階建て住宅1棟を整備する計画です。

22ページをお願いします。まず、（1）の立地基準についてですが、申請地は農業公共投資はされておらず、次の23ページにお示ししておりますとおり、申請地の前面道路に水道管及び下水道管が埋設されており、おおむね500m以内に公共施設であるひかりの丘保育園と、医療施設であるちぢいわ歯科クリニックが存在しますことから、水管、下水道管が埋設されている沿道で、おおむね500m以内に2つ以上の公共施設等が存在する農地に該当するため第3種農地となり許可可能です。

（2）の一般基準についてですが、1の資力及び信用については、金融機関発行の融資証明書の添付があり、事業費以上の資金が確保できることを確認しております。

3の遅滞なく供することの妥当性については、事業計画書に基づく配置計画図等も添付されており、令和3年6月15日より事業に着手し、令和3年12月20日までに竣工の予定であり問題ないと思われまます。

検討事項4につきましては、都市計画法に基づく開発許可申請書を4月28日付けで提出済であることを確認しております。

6の計画面積の妥当性については、住宅の配置及び規模に不合理な点は見当たらず問題ないものと思われまます。

8の周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、地元委員さんと事務局とで現地調査を行い問題ないことを確認しております。

9の農地の利用集積への支障の有無については、農業上の効率的かつ総合的な利

用の確保に支障はないものと思われま

す。  
11の法令により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況については、都市計画法第32条に基づく同意協議書が合志市都市計画課に4月9日付けで提出済であり、協議済であることを確認しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

事務局の説明に関連いたしまして、担当地区の1番、大藪委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

○1番（大藪真裕美君） それでは現地調査につきましてご報告いたします。

令和3年5月31日の午前、私と平山推進委員と農業委員会職員とで現地調査を行い、申請者代理人より申請内容等をお聞きいたしました。農地法の許可要件につきましては、事務局より説明がありましたとおりでございます。

今回の申請は、借人が個人住宅として農地を転用するものでございます。申請地は都市計画法の集落内開発区域内の第3種農地であり、何ら問題はないかと思

います。  
よろしくご審議の方、お願いいたします。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局、委員さんからの説明が終わりました。この件に関しまして、委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。ご質問はございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） ご質問、ご意見がないようでございますので、採決を行います。

第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号2につきまして、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第2号議案、農地法第5条第1項の規定による農地の転用、使用貸借権設定、番号2は、原案のとおり可決されました。

続きまして、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつ

きまして上程いたします。  
事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつ

いて、説明いたします。  
5ページをお開きください。

令和3年第6回の農用地利用集積計画総括表につきまして左側の区分、今回から

ご説明いたします。利用権設定10年の田が18,413㎡、畑は11,130㎡でしたので合計29,543㎡でございます。5年の田が13,699㎡、畑は10,605㎡でしたので合計24,304㎡でございます。

今回の田の小計は32,112㎡、畑の小計は21,735㎡でしたので合計53,847㎡でございます。

続きまして、右側の利用権設定の本年累計、暦年につきましてご説明をいたします。

田の小計は171,470㎡、畑の小計は266,250㎡で合計437,720㎡でございます。

ページ右側の所有権移転の本年累計につきましてご説明をいたします。

田の小計は11,176㎡、畑の小計は18,090㎡で合計29,266㎡でございます。

以上、第3号議案は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次の6から9ページ中段までは、各自でご確認をお願いいたします。

次に、9ページ下段の農地法第18条第6項の規定、合意解約による通知書の集計を報告いたします。

今回の合意解約件数は、1件、2,994㎡でございます。

内契約予定件数が、1件、2,994㎡でございます。

これで説明を終わります。

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。

ただいま事務局からの説明が終わりました。委員さん方から何かご意見やご質疑はございませんでしょうか。ございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） それでは、ご意見、ご質問がないようでございますので、採決を行います。

第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきまして、承認することに異議がない方の挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第3号議案、農業経営基盤強化促進事業における掘り起こしにつきましては、原案のとおり可決されました。

続きまして、第4号議案、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 議案書10ページをお開き願います。

別綴の資料で、表紙の左上に別紙様式2と記載してある資料をご覧ください。

この案件につきましては先月の総会でご説明いたしましたとおり、農業委員会等に関する法律第37条及び平成28年3月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき、農地利用の最適化の推進状況、その他の事務に関する活動計画及び活動

の点検・評価について、国が示した様式に基づいて、地域の農業者の意見を反映し作成の上、公表することが求められていることによりまして議案として上程をいたしているところでございます。

先月の総会での点検・評価（案）の承認を受け、5月11日から6月4日までの約1カ月間、市ホームページ上で意見募集を行いましたがい意見の提出はございませんでしたので、資料の中身につきましては5月総会でご承認いただきました内容と同じ内容で上程いたしております。内容の説明につきましては先月説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局等からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） 質問、ご意見がないようでございますので採決を行います。

第4号議案、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。

よって、第4号議案、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価については、原案のとおり可決されました。

続きまして、第5号議案、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の計画につきまして上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局 11ページをお開き願います。

別綴の資料で、表紙の左上に別紙様式1と記載してある資料をご覧ください。

こちらにつきましても、先ほどの第4号議案と同じく、農業委員会等に関する法律第37条及び平成28年3月4日付け農林水産省経営局農地政策課長通知に基づきご審議いただくものです。活動計画につきましても先月の総会後から約1カ月間市ホームページ上で市内の農業者の方々へ意見募集を行いましたがい意見の提出はございませんでしたので、先月ご審議いただきました内容と同じ内容で上程いたしております。

資料の中身の説明につきましては先月説明したとおりでございますので、省略させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

○議長（福嶋求仁子君） ただいま事務局からの説明が終わりました。何かご質疑はございませんでしょうか。特にございませんか。

（なしの声あり）

○議長（福嶋求仁子君） 意見やご質問がないようですので、採決を行います。  
第5議案、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の計画について、承認することに異議がない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○議長（福嶋求仁子君） ありがとうございます。全員挙手でございます。  
よって、第5号議案、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の計画については、原案のとおり可決されました。  
それでは、議長を職務代理と交代いたします。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） 続きまして、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして上程いたします。  
事務局に説明を求めます。

○事務局 それでは説明します。議案書10ページをお開きください。  
今回の市街化区域内の農地転用第5条届出につきましては記載しておりますとおり、所有権移転1件の届出がっております。  
続けて、場所を説明いたします。11ページをお開きください。  
図面中央の太枠斜線部分が所有権移転番号1の届出地です。南ヶ丘小学校の東側約300mに位置する農地で、住宅建築のための宅地への転用です。  
事務局からは以上です。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） ありがとうございます。  
ただいま、事務局から第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出についての説明が終わりました。委員の皆様から何かご質疑等がございますでしょうか。よろしいですか。  
はい、どうぞ。

○8番（平野昭代君） 転用の理由なんですけど、宅地造成となっているんですけど、これは住宅建築の予定があるということですか。これ個人の方が住宅を建築することなんです。それとも建売住宅、多分宅地造成とかでは許可がどうなんだろうと思ったんですけど。

○事務局長 お答えいたします。  
ご指摘のとおり、農地転用許可については、ただ造成だけというのでは許可は認められておりません。具体的にその土地にどのような建物を建てますと、そこまできちんと決まった上での申請でなければ許可は下ろすことができないことになっております。  
ただ、この場所につきましては、市街化区域ということで、許可申請ではなくて届出でこと足りるという場所でございますので、そこまで具体的に上物まで建てなさいというところまでのしぼりはないということになっております。今回は業者さんが農地を買って、家を建てられる状態まで造成工事をして、次、そこを

必要とする個人の方に住宅用地として譲り渡されると、そういうことでの造成だけを行われることが目的ということでの転用届出となっております。

以上でございます。

○8番（平野昭代君） はい、わかりました。

○会長職務代理者（大藪真裕美君） よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、第1号報告、農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出につきまして、以上で報告を終わります。

会長に議長を交代いたします。

-----○-----

#### （4）閉会

○議長（福嶋求仁子君） それでは、長時間にわたりまして慎重審議をいただきましてありがとうございます。

以上を持ちまして、令和3年6月の合志市農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後2時08分